

診断書の作成にあたって（医師の方へのお願い）

日頃より教育行政につきましては、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび本県を退職された方が、「失業者の退職手当」の受給期間の延長申請をするにあたり診断書の提出が必要となりますので、下記により作成をお願いいたします。

記

1 診断書の様式

診断書は、病院指定の様式を使用して下さい。

ただし、「職業に就くことができないと見込まれる期間（求職活動をする事ができないと見込まれる期間）」については必ず記載してください。

※ 「職業に就くことができないと見込まれる期間」の終期について、再延長が生じた際には再度診断書の作成が必要となりますので、見込まれる終期に幅がある場合は最長期間で作成願います。

【記載例】

（疾病又は負傷名）により、令和〇〇年〇月〇日から令和＋××年×月×日までの間は、職業に就くことができない状態にあると見込まれる。

○失業者の退職手当について

公務員は原則雇用保険に加入していないため、各自治体で失業給付に相当する支援をしている制度。

本手当は退職日の翌日から1年間が受給期間となるが、疾病・負傷等を理由として働けない期間が生じた場合は、最大3年間「働けない期間」として受給期間を延長することができるもの。

ご不明な点がございましたら、こちらまでご連絡ください。

福島県教育庁福利課 吉田

TEL 024-521-7803